

役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員会、各種委員会委員の報酬等並びに費用に関する規定

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人建昌福祉会（以下「この法人」という。）定款第6条第2項及び第9条第1項並びに第23条の規定等に基づき、評議員及び役員並びに評議員選任・解任委員、各種委員会委員（苦情解決第三者委員会委員、各種入札指名委員会委員等）の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第二章の規定に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条第2項の規定に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け取る財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費含む)、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員並びに評議員選任・解任委員、各種委員会委員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬として、理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会がこの法人の主たる施設以外で開催された場合は、必要の都度、定額を支払うことができる。ただし、開催場所が法人の事業所内の場合は支給しない。
- 3 非常勤役員の報酬として、理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会、監事監査、各種委員会等に出席した場合、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 4 非常勤役員及び評議員会並びに評議員選任・解任委員が研修会等に出席した場合必要の都度、報酬の定額を支払うことができる。
- 5 評議員には、定款第9条に定める金額の範囲内で、報酬等を支払うことができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員及び非常勤役員が理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会議、監事監査、各種委員会、各種研修会等に出席の場合、評議員会の承認を得て、別表第1「常勤役員及び非常勤役員の報酬」に基づき支給する。

2 各評議員の報酬等は、定款第9条に定める金額の範囲内において別表第1に基づき支払うものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、常勤役及び非常勤役員並びに評議員選任・解任委員、各種委員会委員へ理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会議、監事監査、各種委員会、各種研修会等に出席した場合、必要の都度支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第7条 この法人は、役員及び評議員並びに各種委員会委員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

なお、研修会等に出席する役員、評議員、各種委員会委員の旅費は、建昌福祉会の旅費規程を準用し、その支給区分は施設長の支給区分を適用する。

(費用の特例)

第8条 宿泊を要する研修会及び会議等の場合にあつては、そのための宿泊場所を指定した公文書により旅行する場合は、公文書記載の金額を支給することができる。

2 理事が特理会に出席したときの旅費は一律20,000円とする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

(補助)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める

ものとする。

附則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行とする。

別表第1

常勤役員・非常勤役員・評議員並びに評議員選任・解任委員、
各種委員会委員の報酬等

1、理 事

種 別	日 額
理事会等会議への出席	7, 0 0 0 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	6, 0 0 0 円

2、監事

種 別	日 額
監事監査等会議への出席	8, 0 0 0 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	8, 0 0 0 円

3、評議員

種 別	日 額
評議員会等会議への出席	7, 0 0 0 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	6, 0 0 0 円

4、評議員選任・解任委員

種 別	日 額
評議員選任・解任委員会等会議への出席	5, 0 0 0 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5, 0 0 0 円

但し、理事会に引き続き評議員会を開催した場合の理事・監事に対しては、評議員会の報酬は支給せず、8, 0 0 0 円を支給する。

また、理事会及び評議員会の議長を務めた理事・評議員に対しては、報酬を別途1, 0 0 0 円支給する。また、評議員選任・解任委員会会議の議長は、1, 0 0 0 円とする。